

佐賀県警察本部告示第一号

佐賀県警察本部告示の形式の左横書きの実施に関する規程を次のように定める。

平成二十四年十二月十八日

佐賀県警察本部長 内 藤 浩 文

佐賀県警察本部告示の形式の左横書きの実施に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている警察本部告示以下「既存告示」という。()の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(既存告示の形式の改正)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方又は上方は、この規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)においてはそれぞれ上方又は左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置と同様とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するため に用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文	五十音順による片仮名

<p>字</p>	<p>三 漢数字（次に掲げるものを除く。） イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの ニ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p> <p>ホ 第一号に定めるもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p>
----------	--	---

2 前項の表第二号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき認められるときは、警察本部長が定めるところによる。

（委任）

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。